

事務連絡  
令和3年3月19日

一般社団法人日本倉庫協会理事長  
一般社団法人日本冷蔵倉庫協会理事長  
公益社団法人全国通運連盟理事長  
一般社団法人航空貨物運送協会事務局長  
一般社団法人国際フレイトフォワードーズ協会事務局長  
日本内航運送取扱業海運組合事務局長  
全国トラックターミナル協会事務局長

殿

国土交通省総合政策局参事官（物流産業）室

緊急事態宣言解除後の新型コロナウイルス感染症対策の着実な  
実施等について

令和3年3月18日に開催された第58回新型コロナウイルス感染症対策本部（以下「政府対策本部」という。）において、緊急事態宣言の解除と解除後の新型コロナウイルス感染症への対応が決定され、これに伴い新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針が変更されました。

これを受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室より、別添1、2のとおり事務連絡が参りました。

また、政府対策本部を受けて開催された第20回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部において、赤羽国土交通大臣より別添3のとおり指示がなされました。

つきましては、貴団体におかれましては、別添1～3につきまして傘下会員事業者にも周知いただくとともに、基本的対処方針に基づく感染予防対策の徹底、緊急事態措置区域から除外された都府県におけるテレワークの推進等による出勤者数の7割削減を目指す取り組み、その他感染拡大防止に係る協力依頼をお願いいたします。

別添1 「新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言の終了について」

別添2 「テレワーク等の推進について」

別添3 第20回国土交通省新型コロナウイルス感染症対策本部大臣指示